

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-05-01		戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	能見		
			担当者名	赤沼	内線	2844		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-02	細街路拡幅整備助成費						
	01-01-03	細街路拡幅整備事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 59	（ 1984 ）	年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	03	快適な生活道路の整備					
目的	建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図る。							
対象者等	細街路に面した敷地で、建築物の新築や建替え等を行う建築主、土地所有者。ただし、住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例、市街地整備指導要綱（同要綱第5条第4項に規定する共同住宅等建設事業を除く。）に該当するものは除く。							
内容	<p>建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路（細街路）に面した敷地において、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界線とみなし、みなし道路部分（後退部分）を区が拡幅整備し、側溝の設置や路面の舗装を行う。令和5年3月末現在、細街路延長232Km（両面）のうち、112.5Km拡幅整備済（整備率48.5%）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 区による細街路拡幅整備工事 助成金の交付（宅地建物取引業者等は除く） <ul style="list-style-type: none"> 後退用地の除却・整地 @30,000/m² ブロック塀・擁壁の移設 @10,000/m すみ切り用地の整地 @60,000/ヶ所 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行（宅地建物取引業者等は除く） <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@43,670/件で業務委託 							
経過	昭和59年	荒川区細街路拡幅整備要綱施行						
	昭和60年	荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行						
	平成2年	荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を包含するとともに、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止						
	平成20、21年	指定道路図及び指定道路調書作成委託						
	平成29年	荒川区まちづくり情報配信用データ整備及び補正更新業務委託により細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の情報配信に向けた準備						
	平成30年	指定道路図をホームページにて情報配信						
必要性	建築基準法は昭和25年に施行したが、道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。本事業により建築主や土地所有者の理解と協力のもと、細街路拡幅整備が着実に進捗しており、必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 非課税申告の手続きの代行業を委託により実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	後退用地整備率(%)	46	47	48	49	52	整備延長/整備対象道路延長両側
	②	公共施設後退整備率(%)	84	84	84	86	87	整備延長/整備対象道路延長
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進		重点的に推進		密集地域の防災性の向上及び住環境改善を図る事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		40,750	34,079	38,194	30,412	31,655	27,618	31,194
決算額 (5年度は見込み)		30,158	24,200	29,792	25,027	31,521	24,851	31,194
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名 (5年度は見込み)								
整備件数 (件)		231	226	260	260	256	190	190
整備延長 (m)		2238	2183	2290	2551	2366	1869	1869
整備面積 (m ²)		1227	1300	1254	1477	1350	1081	1081
すみ切り整備 (ヶ所)		21	18	32	25	31	24	24

予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	後退用地整備等助成	22,278	負担金補助等	後退用地整備等助成	16,403	負担金補助等	後退用地整備等助成	21,592
需用費	消耗品費	856	需用費	消耗品費	916	需用費	消耗品費	1,507
委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,762	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,625	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,942
委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	3,625	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	3,908	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託等	4,153

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	19,489	17,254	▲ 2,235	地方税等	0	0	0
	物件費	9,243	8,448	▲ 795	国庫支出金	3,794	3,000	▲ 794
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	22,278	16,403	▲ 5,875	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,794	3,000	▲ 794
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,978	945	▲ 3,033	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 51,194	▲ 40,050	11,144
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	54,988	43,050	▲ 11,938	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 51,194	▲ 40,050	11,144
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 51,194	▲ 40,050	11,144	

備考 行政費用については、補助費等（細街路拡幅整備助成金）や物件費（消耗品購入等）が減少した。給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額が減少したため、全体で22%程度減少した。行政収入についても、国庫補助金が21%程度減少した。

問題点・課題 ○細街路は法律上、道路とみなされているため建物や塀などは建てられないが、道路としての整備までは求められていない。
○区内の道路ネットワークからも、細街路の拡幅整備を促進したいが、建築主や土地所有者の理解と協力が欠かせない。
○公共施設における未整備部分については、周辺地域のモデルケースとなるよう積極的に改善していく必要がある。対象施設は153施設、道路延長6,073mのうち5,159mが整備済（整備率84.9%、124施設整備済）

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地を探し土地所有者等に事業の趣旨を説明し協力を得て、細街路拡幅整備を進める。	細街路拡幅整備可能な駐車場や空地を探し土地所有者等に事業の趣旨を説明し7ヶ所で拡幅協議を求めて、6ヶ所で細街路拡幅整備をした。	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地を探し土地所有者等に事業の趣旨を説明し協力を得て、細街路拡幅整備を進める。
②	細街路拡幅が未整備の区有施設については、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備を進める。	細街路拡幅が未整備の区有施設については、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備を2ヶ所行った。	細街路拡幅が未整備の区有施設については、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備を進める。
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	23区実施率：91.3% (条例10区、要綱11区) 未実施区：千代田区、中央区 ※いずれも細街路の比率が少なく、拡幅整備促進策の必要性が低いと未実施と思われる。

況 議会(要旨)質問状

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-05-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	建築指導事務		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	能見	
			担当者名	栗原 松澤		内線	2842	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-01-01	建築指導事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 41（ 1966 ）年度	根拠	建築基準法、都市計画法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。							
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は用途変更等を計画する者及び既存建築物の所有者等							
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうか、工事着手する前に審査をし、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時及び工事完了時に区建築主事の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定等 建築基準関係法令に基づく許可、認定及び認可、都市計画法53条に基づく建築の許可を行う。また、長期優良住宅の認定、低炭素住宅の認定、省エネ向上計画の認定等を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした建築監視員による現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、住宅用家屋証明書や概要書等の証明交付を行う。</p>							
経過	平成15年8月20日 平成15年～16年 平成19年6月20日 平成20年 ～令和3年	<p>東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示(383.5ha)(H21:追加指定1.6ha) 新たな防火規制(防火性能の強化)・改正日影規制条例(測定面の変更等)の施行 改正建築基準法の施行(建築確認・検査の厳格化,民間検査機関への業務適正化等) 地区計画区域内の制限条例(H20:南千住1・荒川1丁目地区)(H22:荒川5.6丁目地区) (H24:荒川2.4.7丁目地区)(H24:町屋2.3.4丁目地区)(H26・R2:尾久中央地区) (R1:日暮里中央通り沿道地区)(R3:尾久東部地区)</p> <p>平成29年4月3日 建築計画概要書等の証明の交付開始 令和元年6月25日 改正建築基準法の施行(戸建住宅等の用途変更に伴う制限合理化等) 令和2年4月1日 改正建築基準法施行令の施行(小規模住宅等の敷地内通路幅員の緩和等) 令和3年1月1日 改正建築基準法施行規則の施行(建築確認申請書類等の押印の省略等) 令和3年11月26日 建築基準法53条の2による敷地面積規制の導入</p>						
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	完了検査実施率(%)	97	98	97	99	100	検査済証交付件数/工事完了件数 2年度前の案件が対象
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
継続		継続		建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る事務であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		2,824	3,322	3,449	2,946	3,617	3,413	3,333
決算額(5年度は見込み)		2,600	2,859	2,864	2,719	3,371	3,253	3,333
実績の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事項名(5年度は見込み)								
建築確認申請数(区)		53	82	58	43	49	50	50
建築確認申請数(民間確認機関)		578	606	569	600	576	468	510
違反等件数		64	74	85	67	61	42	42
証明発行件数		8991	9221	9468	9225	10266	10676	10676

予算・決算の内訳

令和3年度(決算)			令和4年度(決算)			令和5年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品購入(図書等)	352	需用費	消耗品購入(図書等)	329	需用費	消耗品購入(図書等)	363
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	108
委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	2,814	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	2,719	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	2,764
使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	97	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	97	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	98

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	92,464	92,825	361	地方税等	0	0	0
	物件費	3,263	3,146	▲117	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	44	44	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	108	108	0	使用料及び手数料	6,403	5,129	▲1,274
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,447	5,173	▲1,274
	賞与・退職給与引当金繰入額	18,875	5,083	▲13,792	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲108,263	▲95,989	12,274
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	114,710	101,162	▲13,548	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲108,263	▲95,989	12,274
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲108,263	▲95,989	12,274	

備考 行政費用については、給与関係費が増加したが、物件費及び賞与・退職給与引当金繰入額物件費が減少したため、12%程度減少した。行政収入については、諸証明の申請件数の増等に伴い、手数料等が減少したため、全体で19%程度減少した。

問題点・課題 ○建築物の敷地、構造及び用途等について法令に適合しているかどうかを的確に審査、検査、指導をしていくため、建築基準関係法令等の動向について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究・提案を継続的に行う必要がある。
○区内の確認検査件数の多くを占める指定確認検査機関処理物件について、検査、点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策を継続検討していく必要がある。
○専門知識の継承の仕方等を研究し、体制整備等について引き続き検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建築基準関係法令等について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究・提案を継続する。	建築関係法令の改正について、国や都の建築行政会議に参加し、情報収集を行い、行政庁相互で連携を図りながら調査・研究・提案を継続し	特別区・多摩建築行政の幹事区として、法改正の最新情報を収集し、同会議で、各行政庁と連携を図り、調査・研究・提案を行う。
②	指定確認検査機関処理物件の検査、点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策を継続検討する。	指定確認検査機関物件について、事前調査を行い、適宜、確認検査機関の検査を実施し、業務の適正化・迅速化を図った。	指定確認検査機関物件について、事前調査を行い、適宜、確認検査機関の検査を実施し、業務の適正化・迅速化を継続的に図る。
③	専門知識の継承の仕方等を研究し、体制整備等について引き続き検討する。	職場内実務研修や外部機関による専門研修を積極的に活用し、知識の継承・定着を図り、体制整備の強化を行った。	引き続き、職場内実務研修や外部機関による専門研修を積極的に活用し、知識の継承・定着を図り、体制整備の強化を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議決(要旨)

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-05-03		戦略プラン		<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事			
事務事業名	応急危険度判定員制度		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	能見		
			担当者名	近江	内線	2847		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）	01-02-01	応急危険度判定費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度)		<input type="radio"/> 建設事業 <input type="radio"/> それ以外の継続事業					
開始年度	平成 7 (1995) 年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度	法令等	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。							
対象者等	震災により被災した区内建築物							
内容	震災発生後、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の判定結果を建築物に表示する応急危険度判定の体制を整備する。 1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者 （区在住または在勤の判定員201名 うち、区職員54名） 2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下、「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（民間会員68名） 3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築指導課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる ※区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める ※判定員数等は、令和5年4月現在							
経過	平成13～令和4年度 区判定委員会を実施（年1回） 平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加 平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名） 平成19年 7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名） 平成28年 4月 熊本県地震において判定員として区職員派遣（2名）							
必要性	日頃から実施体制及び判定技術の向上を図り、震災後、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	区判定員会会員数(名)	70	63	68	63	90	目標100名
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度	6年度							
継続	継続	マグニチュード7.0クラスの運動型大規模地震の発生可能性が高まる中、余震時の二次災害を防止し、区民の安全の確保を図る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算額		31	31	32	32	157	34	34
決算額 (5年度は見込み)		4	5	6	0	122	4	34
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	区判定員会総会出席者	26	28	22	書面開催	書面開催	18	25
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	判定委員総会講師謝礼	0	報償費	判定委員総会講師謝礼	0	報償費	判定委員総会講師謝礼	28
需用費	判定員総会賄	0	需用費	判定員総会賄	4	需用費	判定員総会賄	6
需用費	判定用資機材 (補充)	122						

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,266	2,157	▲ 109	地方税等	0	0	0
	物件費	122	4	▲ 118	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	463	118	▲ 345	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 2,851	▲ 2,279	572
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	2,851	2,279	▲ 572	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 2,851	▲ 2,279	572
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 2,851	▲ 2,279	572	

備考 行政費用について、給与関係費、物件費及び賞与・退職給与引当金繰入額が減少したため、全体で20%程度減少した。

問題点・課題
 ○震災時に迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、模擬訓練の実施や会員の連絡訓練への参加率を高め、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。
 ○震災時には、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。
 ○区判定員会は、転居等による退会や会員の高齢化が進んでいるため、新規加入者の増員を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和4年度においても登録更新者のうち未加入者又は新規登録者を勧誘し、引き続き会員の増員を図る。	新規登録者・登録更新者を勧誘した結果、5名の会員を増員することができた。	会員の高齢化による退会者があることを見据え、令和5年度においても新規登録者・登録更新者を勧誘し会員の増員を図る。
②	感染症の状況次第ではあるが、区判定員会総会を実施して会員相互の連携を深めると共に、連絡訓練の回答率の向上に努める。	感染症予防のため延期していた区判定員会総会で模擬判定と区判定員の参集連絡訓練を実施した。	区判定員会については、引き続き実施して会員相互の連携を深める。また、円滑に連絡訓練を行えるよう努める。
③	東京都との連絡訓練を引き続き実施し、震災時の他地域からの応援依頼及び受入体制の確立に向け取り組む。	震災後に判定員が不足した場合の応援依頼に関する東京都との連絡訓練を行った。	東京都との連絡訓練を引き続き実施し、訓練及び地震発生後に使用するシステムの使い方を復習する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨 平成28年6月会議 応急危険度判定の実施体制の整備について

事務事業分析シート（令和5年度）

No1

事務事業コード	11-05-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	能見			
		担当者名	近江	内線	2847			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（5年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 5年度 <input type="radio"/> 4年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（2008）年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。							
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物）、区有建築物、緊急輸送道路沿道建築物							
内容	1 対象区域	荒川区全域						
	2 計画の内容	<input type="radio"/> 耐震化の目標（令和3年3月改定 荒川区耐震改修促進計画） <ul style="list-style-type: none"> ・住宅 → 耐震化率 95% ・民間特定建築物 → 耐震化率100% ・特定緊急輸送道路沿道建築物 → 耐震化率 95% ・一般緊急輸送道路沿道建築物 → 耐震化率 90% ※区有建築物は目標である耐震化率100%を達成済み。 <input type="radio"/> 耐震化の促進を図るため施策 <input type="radio"/> 総合的な安全対策						
	3 計画の期間	令和3年度から令和7年度まで						
経過	平成 7年10月 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」制定 平成19年 3月 「東京都耐震改修促進計画」策定 平成20年 4月 「荒川区耐震改修促進計画」策定 平成23年 4月 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」施行 平成23年 5月 「耐震改修促進法」改正 平成28年 3月 「東京都耐震改修促進計画」改定 「荒川区耐震改修促進計画」改定 令和3年 3月 「東京都耐震改修促進計画」改定 「荒川区耐震改修促進計画」改定 令和5年 3月 「東京都耐震改修促進計画」改定							
必要性	首都直下地震から区民の生命及び財産を守るため、本計画に位置付けた事業を推進していく必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			2年度	3年度	4年度	5年度見込み		目標値(8年度)
	①	住宅の耐震化率（%）	86	87	87	88	95	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 令和7年度目標95%
	②	民間特定建築物の耐震化率（%）	96	96	96	96	100	令和7年度目標100%
③	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率（%）	88	88	89	89	95	令和7年度目標95%	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
5年度		6年度						
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図る事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額 (5年度は見込み)	-	-	-	-	-	-	-	
実績の推移	事項名 (5年度は見込み)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予算・決算の内訳								
令和3年度 (決算)			令和4年度 (決算)			令和5年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	3年度	4年度	差額		3年度	4年度	差額	
	給与関係費	1,578	1,495	▲ 83	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	322	82	▲ 240	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,900	▲ 1,577	323
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,900	1,577	▲ 323	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,900	▲ 1,577	323
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,900	▲ 1,577	323

備考 行政費用について、給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額が減少したため、全体で17%程度減少した。

問題点・課題 ○耐震改修促進計画で定めた目標を達成するためには、法・条例の規定に基づき所管行政庁が指導・助言等を行うとともに、普及啓発、相談体制や情報提供の充実を図り補助制度等の活用を促すことによって、建替え、耐震補強、耐震性能が不十分な建築物の除却といった耐震化につなげていくことが重要である。

問題点・課題の改善策

	令和4年度に取り組む具体的な改善内容	令和4年度に実施した改善内容および評価	令和5年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特定緊急輸送道路沿道建築物について令和7年度の目標達成に向け、引き続き普及啓発、情報提供、相談対応に取り組む。	耐震診断の結果が倒壊する危険が高い特定緊急輸送道路沿道建築物(10棟)について指導を実施し、個別に耐震化の取組みを促した。	特定緊急輸送道路沿道建築物について耐震化の取組みに進展がないものは、状況に応じて耐震化実施の指示を検討する。
②	住宅について令和7年度の耐震化率の目標達成に向け、引き続き普及啓発、情報提供、相談対応に取り組む。	住宅について、各施策の所管課と連携して本計画に位置付けた支援制度の周知や啓発活動によって耐震化の向上を図った。	住宅について各施策の所管課と連携して支援制度の周知や啓発活動によって耐震化を促進する。
③	民間特定建築物について令和7年度の目標達成に向け、引き続き普及啓発、情報提供、相談対応に取り組む。	民間特定建築物について、各施策の所管課と連携して耐震診断・耐震改修等の補助事業により耐震化率の向上に取り組んだ。	民間特定建築物は各施策の所管課と連携して支援制度の周知や啓発活動等により重点的に耐震化を促進する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況 議会(要旨) 令和5年3月予算特別委員会 グレーゾーンの木造住宅について